

○役員会規程

昭和36年7月1日

達第356号

改正 昭和41年4月1日達第493号

昭和45年4月1日達第556号

昭和45年9月9日達第569号

役員会規程

(設置)

第1条 本会の業務の管理，運営に関する方針および施策を確立し，業務の発展向上を図るため本部に役員会を置く。

(組織)

第2条 役員会は，会長，理事長，理事および監事をもつて組織する。

(開催の日)

第3条 役員会は，毎月1回別に定める日に開催する。ただし，必要があるときは臨時に開催することができる。

(会議の招集等)

第4条 役員会の会議は，会長（会長に事故があるときは理事長）が招集し，その議長となる。

(役員会の職務)

第5条 役員会は，常任理事会において審議された事項のうち特に重要な事項を審議する。

2 役員会は，前項の事項を審議するほか業務一般の報告を受けるものとする。

(意見の聴取)

第6条 役員会は，必要に応じ政府機関の関係官および本会職員の意見を聴取することができる。

(役員会の庶務)

第7条 役員会の庶務は，総務部庶務課が担当する。

附 則（昭和41年4月1日達第493号）

この改正規程は，昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日達第556号）

この改正規程は，昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年9月9日達第569号）

この改正規程は，昭和45年9月9日から施行する。